


平成 22 年 5 月 17 日

東京地方検察庁特別捜査部長

検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

田代 政彦 

捜 査 報 告 書

(罪名) 政治資金規正法違反 (被疑者) 小沢一郎

上記被疑事件につき、平成 22 年 5 月 17 日、石川知裕を取り調べた状況は
下記のとおりであるので報告する。

記

第 1 取調日時・場所

平成 22 年 5 月 17 日 午後 0 時 50 分～同日 午後 6 時 00 分

東京地方検察庁 908 号室

第 2 供述状況

1. 取調べの冒頭、本職が「貴方は、既に政治資金規正法違反の事実で公判請求されており、被告人の立場にあるので、取調べに応じる義務はないということは理解していますか。」と質問したところ、石川は、「その点については、弁護士からも説明を受け、良く理解しています。弁護士から、今回の事件については既に被告人となっているので、無理に取調べに応じる必要はないという説明を受けましたが、小沢先生に対する不起訴処分について、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを受けての再捜査でしょうし、私自身も深く関与した事実についてのことですので、本日は、任意に

平成 25 年 2 月 19 日 予算委員会 生活の党 森ゆうこ
(インターネット上に流出した東京地検特捜部の資料より)

平成 22 年 5 月 19 日

東京地方検察庁特別捜査部長

検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

齋藤 隆博

捜査報告書

(再捜査の結果を踏まえた証拠の評価等について)

(罪 名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、再捜査の結果を踏まえ、被疑者の共犯性に関する主要な証拠等について検討した結果は、別添1ないし4のとおりであるので、報告する。

で、証拠等を検察審査会に送付するに当たっては、検察官は、適正な手続に則り、必要な捜査を尽くして、証拠を収集し、これを検察審査会に送付すべきものである。ところが、本件において、平成 22 年 5 月 17 日、特捜部所属の検察官が、石川を取り調べ、同日付で、本件について被告人の関与を認める内容の供述調書を作成したこと、当裁判所においては、同調書の供述の任意性を否定すべきものと判断したこと、前記検察官は、石川が被告人の関与を認める供述調書の作成に応じた経緯や動機を前記取調べにおいて供述したことを内容とする捜査報告書を作成したが、同取調べにおいて石川がそのような供述をした事実はなく、同捜査報告書の内容は事実に反するものであったこと等については、当裁判所の平成 24 年 2 月 17 日付証拠決定のとおりであり、また、関係証拠によれば、これらの供述調書と捜査報告書が 5 月 21 日付不起訴処分後に東京第五検察審査会に送付されたことも認められる。このように、検察官が、公判において証人となる可能性の高い重要な人物に対し、任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、その取調状況について事実に反する内容の捜査報告書を作成した上で、これらを検察審査会に送付するなどということは、あってはならないことである。

しかし、証拠の内容に瑕疵があることと、手続に瑕疵があることとは別の問題である。検察官が、任意性に疑いのある供述調書や事実に反する内容の捜査報告書を作成し、検察審査会に送付したとしても、検察審査会における審査手続に違法があるとはいえず、そのことは、事実に反する内容の捜査報告書が意図的に作成された場合であっても、同様である。また、仮に、意図的に作成された事実に反する内容の捜査報告書のために、検察審査員において、重要な供述調書の信用性判断に誤りが生じ、起訴議決に至ったとしても、そのことから、検察審査会における起訴議決が無効であるとするのは、法的根拠に欠ける。

さらに、検察審査会の会議は非公開とされており、同会議の適正な運用のためには、会議の秘密を確保することが不可欠であって、検察審査員の意見の形成過程、その過程における錯誤の有無及び程度、前記捜査報告書の送付と本件起訴議決との

間の因果関係といった事柄を、本訴訟において、審理、判断の対象とすること自体が相当でない。また、検察審査会の会議においては、各検察審査員は、前記捜査報告書及び供述調書以外の証拠も含めて、総合的に証拠を評価し、ほかの検察審査員との意見交換を踏まえた上で、議決を行っていると考えられることに照らすと、このような事柄を審理、判断の対象とすることは、実行可能性にも疑問がある。

したがって、訴訟手続において、このような事実が判明した場合には、当該捜査報告書あるいは当該供述調書の証拠能力あるいは信用性を否定することによって、被告人とされた者の救済を図るべきであり、その上で、それ以外の証拠に基づいて、起訴された公訴事実について、審理、判断するのが相当である。

もっとも、弁護人は、本件起訴議決は、検察官の重大な職務犯罪を伴う偽計行為によるものであって、その瑕疵は重大であると主張しており、今後の違法捜査等抑止の見地をも考慮すべきであるとの趣旨も主張しているとうかがわれる。もちろん、検察官が、任意性に疑いのある方法で取調べを行って供述調書を作成し、また、事実に反する内容の捜査報告書を作成し、これらを送付して、検察審査会の判断を誤らせるようなことは、決して許されないことである。本件の証拠調べによれば、本件の捜査において、特捜部で、事件の見立てを立て、取調べ担当検察官は、その見立てに沿う供述を獲得することに力を注いでいた状況をうかがうことができ、このような捜査状況がその背景になっているとも考えられるところである。しかし、本件の審理経過等に照らせば、本件においては、事実に反する内容の捜査報告書が作成された理由、経緯等の詳細や原因の究明等については、検察庁等において、十分、調査等の上で、対応がなされることが相当であるというべきである。

以上のとおり、弁護人の主張を精査、検討しても、本件起訴議決に重大な瑕疵があり、本件公訴提起の手続がその規定に違反して無効になると解することはできないから、検察官の意図等の弁護人が主張している事実の存否について判断するまでもなく、公訴棄却の申立ては、理由がなく、採用することができない。

第 3 公訴事実第 1 の 1 に係る公訴棄却の申立てについて

検察官である木村匡良検事（以下「木村検事」という。）らが前記のような不適正な取調べをするよう指示したとは認められない。

- (2) 今回、田代検事によって不適正な取調べがなされた背景には、その上司である東京地検特捜部長佐久間達哉検事（以下「佐久間部長」という。）らと取調べ担当検察官である田代検事との間に取調べ目的、想定されるB氏の供述状況につき共通の認識が十分形成されていなかったことや、木村検事が田代検事から報告を受けた際、その時のB氏の供述状況を十分確認することなく、従前の供述維持の調書の作成が可能であれば作成するよう指示したことにもあると思料される。
- (3) なお、そもそも、本件は、東京地検特捜部が一度不起訴にした後、検察審査会の起訴相当議決を受けて再起した事案であり、東京地検特捜部において、第一次不起訴処分の際の主任検察官である木村検事より上位の同部副部長齋藤隆博検事（以下「齋藤副部長」という。）を主任検察官に指名しているものの、実際の補充捜査等の指示は、木村検事が各取調べ担当検察官に出すなどしており、また、B氏については、取調べ担当も田代検事であるなど、実質的には第一次不起訴処分時と同様の体制で捜査に臨んでいる。本件のように、少なくとも起訴相当議決がなされた事件では、第一次不起訴処分に関与した検察官以外の検察官が担当することが、より適正な捜査処理に資することになると思料される。また、従前の供述調書の任意性及び信用性を判断するためにも、被疑者の取調べ担当検察官は、別の検察官を指名するのが相当と思料される。

2 平成22年5月17日付け田代検事作成の捜査報告書

- 田代報告書の記載とB氏による隠し録音の記録（本件録音記録）との間には齟齬があり、その作成・提出行為は虚偽有印公文書作成・同行使罪に当たるのではないか。犯罪に当たらないとしても、田代報告書の作成は不適正行為に当たるのではないか。
- 田代検事は、A氏事件の公判で、本件報告書に事実と異なる記載がなされた理由として「記憶の混同」などと述べているが、その証言は偽証罪に当たるのではないか。犯罪に当たらないとしても不適正行為に当たるのではないか。

【前提となる事実及びその評価】

(1) 田代報告書の作成経緯

- ア 田代検事は、平成22年5月17日、再捜査の一環として行った本件取調べにおいて、A氏への報告等を認めた従前の供述を維持する内容の供述調書を作成した。
- イ 木村検事は、田代検事からその報告を受け、A氏が収支報告書への不記載等への関与を否認している状況にありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じたのは、それ自体、B氏の供述の任意性・信用性の判断にとって意味のある事情であると考え、田代検事に対し、B氏が供述調書の作成に応じた経緯を具体的に分かりやすくまとめた報告書（注）を作成するよう指示した。
- ウ 田代検事は、取調べ終了後に初めて報告書の作成の指示を受けたものであり、事後に報告書を作成することを意識せず、メモも作成しないまま取調べを行っていた。また、田代検事は、木村検事から報告書を作成する具体的な

目的を告げられていなかったため、上司への報告用であろうなどと考え、本件取調べの状況を振り返りながら、同年5月17日夕刻から、記憶のみを頼りにその作成を開始した。

エ 木村検事は、翌18日、佐久間部長に本件取調べの結果を報告したが、その際、両名の間で、A氏が収支報告書への不記載等への関与を否認している状況にありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じたことや勾留中にB氏がA氏への報告等を認めた経緯等が話題となり、佐久間部長は、B氏が保釈後の取調べでも供述調書の作成に応じたことは、秘書事件公判における立証上も有益であると考え、木村検事に対し、本件取調べにおいて、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書を作成するよう指示をした。

オ 木村検事は、かかる指示を受け、田代検事に対し、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯について、本件取調べにおいてB氏が供述していたのであれば、それも報告書に記載するよう追加の指示をした。

カ 田代検事は、かかる指示を受け、本件取調べにおいて、B氏は勾留中の取調べを回想し、A氏への報告等を認めるに至った経緯についても供述していたという記憶があったことから、その点も含め記載し、同月19日夜までに田代報告書を完成させた。なお、田代検事は、記憶を喚起しながら少しずつ報告書を作成するには、問答式の方がやりやすく、また木村検事から具体的に分かりやすく作成するよう求められていたことなどから、B氏との問答形式で報告書をまとめた。

[注] 田代報告書のように、供述人の取調べにおける供述内容を報告することを目的とする報告書は、供述人がどのような趣旨の供述をしているのかを分かりやすく取りまとめて上司等へ報告することが求められるものであり、そもそも、供述人の具体的な発言を一言一句そのとおりに記載することが求められているものではない。取調べも対話であり、その時の取調べにおいて発せられた言葉だけではなく、その際の表情や身振り手振り等の仕草、それ以前に行われていた取調べにおけるやり取りも含めてコミュニケーションが図られるものであり、この種報告書には、そのようなコミュニケーションの結果得られた供述の趣旨を取りまとめて記載することとなる。この種報告書には、そのような性格があることから、供述の趣旨を損なわない範囲内で、必要に応じ、様々な方法で読み手に理解できるように記載すること、言葉足らずの意味を敷衍しつつ補うこと、それまでの取調べの内容も踏まえて言葉を補うこと、日本語として不自然な発言を正しく補正することなどが、いずれも一般的には許容され得ることとなる。

(2) 田代報告書の概略

ア 田代報告書の記載

田代報告書には、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯として、以下のような記載がある。

① B氏が、「まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかったことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。問題はA先生に関わる場所ですよ。…私が、今日『これまでの供述はそのとおりの間違いありません。』ってやったら、A先生の説明を否定することになりますよ。…今日は話だけにして、供述調書は作らないという選択はないんですか。」などと、当時、A氏が収支報告書への不記載等への関与を全面的に否定している状況において、A氏への報告等を勾留中と同様に認める内

別紙 2

A 氏事件公判の証拠決定における田代報告書の問題点に関わる裁判所の指摘

2月17日決定が指摘する田代報告書に関する問題点

5月17日の取調べの後、田代検事は、同取調べにおいて、B氏が、「勾留段階において、選挙民は、私が被告人の秘書だったという理由で投票したのではなく、私という個人に期待して国政に送り出したのに、やくざの手下が親分を守るためにうそをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになると、田代検事から言われて、堪えきれなくなって、被告人の関与を認める供述をした。」旨述べ、また、「今更被告人が関係なかったと言っても信じてもらえるわけがないし、かえって、口止めをしたに違いないとか、絶対的権力者なんだと思われる。」旨述べて、それまでの供述を維持することを決意したなどを記載した捜査報告書を作成しているが、これらの記載は、取調録音によれば、5月17日の取調べの内容としては、事実と反するものである。田代検事は、同捜査報告書について、「同日の取調べの後数日かけて作成した際、記憶の混同が生じて事実と反する内容になった。」旨公判で供述するが、同捜査報告書が問答体で具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考え難く、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない。